

評価情報の収集方法

(裁判所内部で情報を収集する方法)

- 部総括裁判官からの情報収集(部総括裁判官を評価権者としない場合)

裁判官の意見から

A 積極

(理由)

- 日常的に被評価者の身近で職務を行っているので、その執務状況について把握することができる。

B 消極

(理由)

- 部総括裁判官が評価情報を評価権者に提供するとなると、陪席裁判官を萎縮させるおそれがあるなど、対等な立場で行うべき合議に悪影響を及ぼすおそれがある。

- 同僚裁判官からの情報収集
- 一般職職員等からの情報収集
- 上級審裁判官からの情報を取り入れる方法

裁判官の意見から

A 積極意見の理由

- 上級審は、下級審の裁判官の判決等から、その能力を客観的に見ることができる。
- 被評価者の一部の判決、決定であっても、その裁判官としての経験年数からみて当然備えているべき技量に欠けているといった場合には、そのような事情を評価の対象としてよい。

- 上級審から事件処理の内容を見る場合、サンプルが少ないと偏りが出るおそれもあるが、数年間評価を積み上げていけば評価が可能である。

B 消極意見の理由

- 上級審に上がってくるのは、被評価者が担当した事件のうち、上訴された一部の事件にすぎないので、的確な評価をなし得るか疑問がある。
- 上級審が人事評価に関与すると、下級審の活気を失わせるおそれがあるなど、影響が少なくない。

* 裁判官の職権行使の独立の原則から、裁判官の判決・決定等の内容自体や訴訟運営等について、どの程度まで評価の対象としうるのかという問題と密接に関わる。

(本人の意向を汲み取る方法)

- 本人の意向を汲み取る方法に関する裁判官の意見
 - A 「評価権者との面談の機会」を設ける。
 - B 「裁判官第二カード」の記載欄を充実・活用する。
 - C 「執務状況に関する報告書」を提出してもらう。全員に提出してもらうという考え方と任意にするという考え方がある。
 - D 「自己評価書」を提出してもらう。全員に提出してもらうという考え方と任意にするという考え方がある。
- 「自己評価書」の提出に関する裁判官の意見

X 積極意見の理由

- 自己研さんに役立つ(自己の問題点を検討し、反省する機会になる)。
- 自己評価の再確認を促す。
- 自己の専門性をアピールする手段にもなる。
- 評価権者の評価の客観性が担保される。
- 本人の納得が得られる。

Y 消極意見の理由

- 評価権者との間で軋轢を生じる。
- 自己アピールの手段となるが、自己に厳しい者、謙虚な者ほど評価されなくなる。
- 自己評価の客観性を担保することができるかという問題がある。
- 自己評価がかえって心理的な圧迫、負担となる。
- 裁判官の独立に影響を及ぼすおそれがある。

(裁判所外部の見方に配慮し得る方法)

- 裁判官の意見から

A 積極意見の理由

- 法廷での裁判官の訴訟指揮等に直接触れる機会の多い弁護士等の評価は参考になる。
- 裁判の利用者の評価を聞くべきである。
- 国民に分かりやすい審理をしようという動機付けになる。
- 当事者、代理人について調査すれば、序列をつけるのではなく、一定レベルの範囲に収まっているか否かという趣旨の評価は、裁判官の独立の問題に触れることなく、可能と思われる。
- 当事者の意見も、数例のサンプルでは不正確であろうが、多数のサンプルをとれば、自ずから収斂された結果が出るものと思われる。
- 外部からの評価も、研さん目的の評価であれば甘んじて受けるべきである。多くの事件で同様の批判が出るのであれば、反省の機会を与える等の資料に使いよう。

B 消極意見の理由

- 当事者は直接の利害関係があるため、客観性のある評価を期待できない。
- 裁判への外部的圧力になるおそれがある。裁判官の独立を害し、判決内容等に影響を与えるおそれがある。
- 人気投票化するおそれがある。
- 裁判官の職務の内容、執務の状況等について必ずしも知悉しているわけではない者に適切な評価を期待することは難しい。
- 弁護士会等からの意見を求めるとしても、結局は一部の意見になるおそれがある。

* 裁判所外部の見方に配慮する場合には、どのような方法によって外部の見方を取り入れていくのか、また、収集する評価情報の性質に照らし、情報の価値をどのように吟味するのが問題となる。